

佐土原高校テニスコート改修事業

要求水準書

令和6年1月

宮崎県

目次

I 概要

1	所在地等	1
2	事業スケジュール（予定）	1
3	関連法令・適用基準等	1
4	本事業における留意事項	1

II 整備対象施設の要求水準

1	基本的な考え方	2
	（1）配置計画	2
	（2）テニスコートの整備	2
	（3）施設の安全性	2
	（4）実施計画	2
	（5）独自提案	2
2	計画施設の概要	2
	（1）テニスコート	3
	（2）その他	4

III 業務実施に係る要求水準

1	設計業務	4
	（1）業務内容	4
	（2）打ち合わせ	5
	（3）設計体制及び技術者等の配置	5
2	施工業務	
	（1）施工体制及び技術者等の配置	6

I 概要

1 所在地等

- 事業計画地：宮崎県宮崎市佐土原町下田島21567地内（県立佐土原高等学校内）
- 敷地面積：83,039㎡（テニスコート面積：2,812㎡）
- 都市計画区域：都市計画区域内 市街化区域 第一種中高層住居専用地域
- テニスコートの構成等

区分	概要（現状）	改修計画
テニスコート	面数：4面 サーフェス：クレイ	4面のうち1面 サーフェス：ハード

2 事業スケジュール（予定）

本事業の主なスケジュールは、以下のとおりとする。

事業契約締結	令和6年3月上旬
設計及び施工期間	契約締結後～令和6年7月下旬
事業終了	令和6年7月31日 ただし、設計・施工期間は、工期短縮の受注者提案を可能とする。

※スケジュールは予定であり、前後する可能性があります。

3 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。

なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、ア、イ、ウ、エ及びオについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を教育委員会においても準用する。なお、仕様書類はすべて最新版を適用すること。

- ア 測量業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- イ 地質・土木調査業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- ウ 設計業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- エ 土木工事共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- オ 土木工事施工管理基準（宮崎県県土整備部）
- カ その他関係適用基準等

4 本事業における留意事項

- ア 施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受注者が準備すること。
- イ 施工用の電力・給水について構内設備の2次利用をする場合は、発注者や県立佐土原高等学校（以下「佐土原高校」という。）の管理者と協議し、子メーターを取り付けるなど、使用量に応じた料金を支払うこと。

- ウ 機器の搬入、据え付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- エ 機器の搬入、据え付け、調整にかかる費用は、すべて工事費に含めること。
- オ 周辺住民や佐土原高校生徒及び教職員等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- カ 緊急車両及び周辺の車両の通行に支障がないよう配慮すること。
- キ 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、届出等を遅滞なく行うこと。
なお、申請等に要する費用は本事業の費用に含むものとする。
- ク 本事業は、テニスコートの改修を行うものであり、佐土原高校内に別途工事が発注された場合は、敷地利用（解体・建設における仮設物、資材置き場等）や工事調整など十分に連携を図ること。
- ケ 工事範囲以外のテニスコートについては、隣接するコートを除き常時利用するものとする。
- コ 佐土原高校において、多数の来客が想定される行事が開催される際には、通行制限等の協力要請に対応するよう努めること。

II 整備対象施設の要求水準

I 基本的な考え方

(1) 配置計画

- ① 改修する面数を1面とすること。
- ② 4面あるうちの西側のコートに改修すること。

(2) テニスコートの整備

- ① 改修対象となるテニスコートのサーフェスをハードコート化し、コートラインから外側のスペースを十分に確保すること。
- ② テニスコートや設備等は利用者が利用しやすい施設計画とすること。
- ③ 改修するコートと既存のコートの間には、土の流入を防止し、利用者の容易な行き来を制限するための構造物を設置すること。
- ④ テニスコート（今回改修及び既設）の維持管理面等に配慮した設計とすること。

(3) 施設の安全性

- ① 耐震、耐風、防火等の関係法令に関する基準を満たしていること。
- ② 台風被害が多い当該地特有の立地条件を考慮した設計・仕様とすること。
- ③ その他、施設利用者の安全性に考慮したものとする。

(4) 実施計画

- ① 改修後のテニスコートは令和6年8月から供用開始できるよう工程の進捗管理に努めること。

(5) 独自提案

- ① テニスコートの運用等に有効と思われる施設整備がある場合は提案すること。

2 計画施設の概要

(1) テニスコート

① 規模等

- ・ 改修するテニスコート面数は1面とする。
- ・ 改修するコートのサーフェスの仕様は、クレイからハードにすること。
- ・ テニスコートの設計にあたっては、「屋外スポーツ施設の建設指針」（公益財団法人日本スポーツ施設協会屋外施設部会）等に準じるが、発注者と協議・確認を行うこと。
- ・ コートラインから外側のスペースについては、ベースラインからバックストップまでの距離は既存の長さを確保するものとし、サイドラインからサイドストップ（外周フェンス、新たに設置する土の流入を防止する構造物）まで5 m以上を確保すること。
- ・ ネットポスト及びセンターガイドは新設とし、適切なネットポスト、センターガイドの基礎を設けること。
- ・ 備品（ネット、シングルススティック、センターベルト等）は、特記のない限り全て新設とするが、更新等によって屋外で使用する支持金物等の材質は、SUS製を基本とすること。

② サーフェス（コート下層及び表層）

ア 品質管理

- ・ コート下層及び表層の品質については、材料承認や施工計画書により発注者の承認を得ること。また、品質保証書を提示すること。
- ・ サーフェスは、ITF(国際テニス連盟)認定品とする。また、認定書を提示すること。
- ・ ITFコート速度評価値はカテゴリー2または3に分類されたものとする。
- ・ 表層の施工者は、過去15年以内に国際的試合を開催したコートの工事を実績として持ち、技術的な能力を有していること。

イ コート面、下層の施工等

- ・ 使用する材料は、高品質であり、品質管理が適正なものであること。
- ・ アスファルト面へトップコート塗布を行う場合、原則として再生アスコンは使用しないものとする。また、熱により容易に変形が生じる可能性があるため、原則として密粒アスコンを使用するものとする。
- ・ コート面は原則として一枚平面とすること。なお、雨水排水を考慮した上で最低限の勾配とすること。
- ・ 下層の締め固めは、計画高に合わせて転圧、不陸整正を行い、境界部との段差が生じないように適切な下地処理を行い、表面が平滑になるよう施工すること。
- ・ 表面が平滑で、ゆがみがなく、施工後の仕上がりが美しく均一であること。
- ・ コートの工事内容は、既存サーフェス（クレイ）を撤去、掘削、路盤、密粒度アスファルトを施工後、トップコートの施工を行うことを想定している。

◇工事内容（想定）

- ・ テニスコートの現況調査、測量、設計
- ・ テニスコート内の支障物（植栽及び壁打ち板）の撤去
- ・ サーフェス等の撤去、掘削、路盤（15 cm）、アスファルト舗装（下部基層4 cm、上部基層3 cm）、平坦化調整等
- ・ アクリル（表層）、コートライン等の塗装

- ・ ネットポスト等の設置
- ・ 施工工程において、安全面に配慮し、事故の発生を防止するために必要な措置を講じること。

ウ 散水設備

- ・ 給水管は関係法令や基準等に定められた勾配や支持方法にて布設すること。
- ・ 圧力試験は、配管工事完了後、器具設置前に規定水圧にて行い保持時間は最小 60 分間とすること。また、日時がわかるよう写真撮影を行うこと。
- ・ ハードコートの清掃、クレイコートの散水を行うため、必要な位置及び数量を提案すること。

エ 排水及び暗渠排水管

- ・ コート面は雨水排水性能に優れ、雨上がり後、速やかに使用可能となるよう計画すること。
- ・ コート面の排水施設は、縁石、コンクリート、U型排水溝（蓋あり・蓋なし）、L型側溝等を組み合わせ、利用者の安全性を考慮し計画すること。
- ・ 排水管は関係法令や基準等に定められた勾配や支持方法にて布設すること。

オ 初期養生等

- ・ 初期養生は、引き渡しまでの期間に適正な期間を確保すること。
- ・ 施工後はコート上に汚れや傷がつかないように、必要に応じ保護マットを敷くこと。

カ コートへの出入口

- ・ 改修により整備するコートには、テニスコート外周のフェンスから直接出入りできるように出入口を設けること。

⑤ サーフェスが相違するコート間に設置する構造物

- ・ ハードコートとクレイコートが接する部分には、クレイコートからの土の流入防止及び利用者の危険防止の観点から、コート間の往来をある程度制限する構造物を設置すること。

⑥ 既存施設（工作物）の解体撤去等

- ・ 事業予定敷地内の既存施設を解体除去する場合は適切に撤去し処分すること。ただし、壁打ち板の鉄骨については、佐土原高校において再利用の予定であるので、隣接するハンドボールコートの指定場所に仮置きすること。

(2) その他

- ① (1) 以外に、テニスコート内、周辺外構など、配置・改修した方がよいと思われる施設等があれば提案すること。この場合、請負金額の増額は行わない。
- ② 敷地内に残存する植栽や工作物、埋設物等の撤去費用は、本事業の費用に含めること。

Ⅲ 業務実施に係る要求水準

Ⅰ 設計業務

(1) 業務内容

工事実施に先立ち次の業務を行うこと。

① 測量・地盤調査・現状調査

- ・ 設計を行う前に測量、地盤調査及び現状調査を行うこと。
- ・ 測量は、現地測量及び路線測量とし、設計に必要な範囲で実施すること。
- ・ 地盤調査は、舗装構成の決定に必要な範囲で実施すること。
- ・ 現状調査は、事業者が必要な範囲で実施すること。

② 基本設計

- ・ 実施設計を行う前に基本設計を行うこと。基本設計については、準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、基本設計図書を県に提出し、承認を得ること。

③ 詳細設計

- ・ 詳細設計については準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、詳細設計成果物（設計図書及び数量内訳書をいう。）を県に提出し、承認を得ること。詳細設計成果物においては、次の事項を遵守し、詳細設計成果物を提出すること。
- ・ 本水準書Ⅰ 3 関連法令・適用基準等を遵守すること。
- ・ 本水準書Ⅱ 1 基本的な考え方、同 2 計画施設の概要及び同 3 設備計画を反映させること。
- ・ 計画的で無理のない工程とすること（設計・施工の全体工程表を作成、提出すること。）

(2) 打ち合わせ

打ち合わせは次の区切りにおいて行うものとし、詳細設計終了時には、管理技術者が立ち会うものとする。

① 業務着手時

② 基本設計終了時

③ 詳細設計終了時

(3) 設計体制及び技術者等の配置

設計にあたっては、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格については、佐土原高校テニスコート改修事業企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）様式5に記載すること。

- ① 参加申込書提出日時点で3か月以上、直接的な雇用関係にある管理技術者及び照査技術者を1人ずつ配置し、別に担当技術者を配置すること。
- ② 管理技術者は、技術士、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）または建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者として国土交通省から認定を受けた者（いずれも機械、電気電子及び廃棄物部門を除く）で、実施要領（3）①イに定める業務において管理技術者、照査技術者または担当技術者の経験を有する者とする。
- ③ 照査技術者は、技術士、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）または建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者として国土交通省から認定を受けた者（いずれも機械、電気電子及び廃棄物部門を除く）または設計業務監理者とする。
- ④ 担当技術者は、1名から4名までとし、測定の担当技術者は測量士または測量士補の資格を有する者とする。なお、測量と測量以外の業務の担当技術者については兼務できるが、管理技術者及び照査技術者とは兼務できない。

2 施工業務

(1) 施工体制及び技術者等の配置

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配置する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。また、次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格については、実施要領様式5に記載すること。

① 主任技術者（JVの場合は、代表者から配置すること）

- ・ 参加申込書提出日時点で3か月以上、直接的な雇用関係にある者を配置すること。
- ・ 主任技術者は、一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。

② 現場代理人（JVの場合は、代表者から配置すること）

- ・ 参加申込書提出日時点で3か月以上、直接的な雇用関係にある者を配置すること。
- ・ 工事現場稼働中において、現場に常駐し、発注者と連絡がとれる者を配置すること。